

秋田市告示第159号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和8年4月7日

秋田市長 沼谷 純

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
社会医療法人明和会	手形ホームヘルパーステーション	秋田市手形字十七流10番地11	令和8年3月31日	訪問介護
社会福祉法人幸楽会	幸楽園訪問介護ステーション	秋田市上新城中字片野4番地	令和8年3月31日	訪問介護
社会福祉法人みその	みそのホームデイサービスセンター	秋田市寺内蛭根二丁目6番34号	令和8年3月31日	通所介護
社会福祉法人中央会	ケアハウススマートライフ中通	秋田市中通一丁目4番4-401号	令和8年3月31日	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

社会福祉法人としび会	光峰苑ショートステイケアホテル鶴木台	秋田市添川字鶴木台65番地3	令和8年3月31日	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
有限会社ハンドネットワーク	有限会社ハンドネットワーク	秋田市外旭川字三後田169番地エクセル山本1F	令和8年3月31日	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
秋田県厚生農業協同組合連合会	秋田県厚生連あきた指定居宅介護支援事業所	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	令和8年3月31日	居宅介護支援